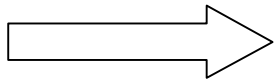


規制改革・民間開放推進のための基本方針 概要

【 1 . 基本的考え方】

雇用の創出と活力ある経済社会の実現

消費者・利用者の選択肢の拡大を通じた質の高い多様なサービスを楽しむ豊かな国民生活の実現



規制改革・民間開放の推進

「官から民へ」

「国から地方へ」

- ・行政サービスの民間開放
- ・医療、福祉・保育、教育等「官製市場」における良質かつ多様なサービスの供給
- ・新たな産業や事業の創造
- ・「地域再生」や「都市再生」に向けて、地域の持つ様々な資源を知恵と工夫により有効活用
- ・経済連携の推進、対日直接投資の拡大、観光立国の実現

【 2 . 取組に関する基本的な方針】

(1) 「 3 か年計画」の確実な実施と改定

(2) 推進会議との連携による規制改革・民間開放の推進

- ・本部には、推進会議の代表者も参加
- ・テーマに応じて関係閣僚と推進会議の代表者で審議を行う場を設定
- ・本方針の改定に際しては推進会議の意見を最大限尊重

(3) 民間事業者等からの提案募集に基づく制度改革(「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」)

(平成 16 年 6 月、11 月)

- ・本推進本部において、成果を「提案に対する政府の対応方針」として決定

(平成 16 年 9 月、平成 17 年 2 月)

(4) 関係推進本部等との連携

- ・経済財政諮問会議、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部等との連携

【 3 . 重点課題】～今年度の主要検討課題は「官製市場の民間開放」～

「市場化テスト」等「横断的手法」導入に向けての制度設計

「官から民への事業移管」を加速するため、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する場合に、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度であり、効率性の比較を通じて官業の範囲の最小化を図るもの。

国及び地方の事務及び事業の民間への移管や公共施設の管理の在り方の見直し

医療、福祉・保育、教育等「官製市場」の関連制度の見直し

あわせて、「1. 基本的考え方」を踏まえつつ、その他の分野にわたる規制改革の諸課題も、積極的に取り組む。